（電気事業法の一部改正）

第四条　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五款　承継（第五十五条の二）」を「第五款　承継（第五十五条の二）　第六款　認定高度保安実施設置者（第五十五条の三―第五十五条の十三）」に、「登録安全管理審査機関」を「登録適合性確認機関、登録安全管理審査機関」に、「第一節　登録安全管理審査機関（第六十七条―第八十条）」を「第一節　登録適合性確認機関（第六十七条―第八十条）　第二節　登録安全管理審査機関（第八十条の二―第八十条の六）」に、「第二節　指定試験機関」を「第三節　指定試験機関」に、「第三節　登録調査機関」を「第四節　登録調査機関」に改める。

第三十八条第一項中「掲げる電気工作物」の下に「であつて、構内（これに準ずる区域内を含む。以下同じ。）に設置するもの」を加え、同項ただし書中「小出力発電設備」を「小規模発電設備（低圧」に、「電気の」を「電圧をいう。第一号において同じ。）の電気に係る」に改め、「この項、第百六条第七項及び第七条第五項において」及び「これに準ずる区域内を含む。以下同じ。）」を削り、「場所であつて、」を「場所として」に、「ものに」を「場所に」に改め、同項第一号中「他の者から経済産業省令で定める電圧以下の電圧で受電し、その受電の場所と同一の構内においてその受電に係る」及び「（これと同一の構内に、かつ、電気的に接続して設置する小出力発電設備を含む。）」を削り、「その受電のための電線路」を「低圧受電電線路（当該電気工作物を設置する場所と同一の構内において低圧の電気を他の者から受電し、又は他の者に受電させるための電線路をいう。次号ロ及び第三項第一号ロにおいて同じ。）」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　小規模発電設備であつて、次のいずれにも該当するもの

イ　出力が経済産業省令で定める出力未満のものであること。

ロ　低圧受電電線路以外の電線路によりその構内以外の場所にある電気工作物と電気的に接続されていないものであること。

第三十八条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　この法律において「小規模事業用電気工作物」とは、事業用電気工作物のうち、次に掲げる電気工作物であつて、構内に設置するものをいう。ただし、第一項ただし書に規定するものを除く。

一　小規模発電設備であつて、次のいずれにも該当するもの

イ　出力が第一項第二号イの経済産業省令で定める出力以上のものであること。

ロ　低圧受電電線路以外の電線路によりその構内以外の場所にある電気工作物と電気的に接続されていないものであること。

二　前号に掲げるものに準ずるものとして経済産業省令で定めるもの

第四十二条第一項中「を設置する」を「（小規模事業用電気工作物を除く。以下この款において同じ。）を設置する」に改め、「の自主検査」を削り、「事業者検査」を「自主検査」に改める。

第四十三条第二項中「自家用電気工作物」の下に「（小規模事業用電気工作物を除く。）」を加える。

第四十六条を次のように改める。

（小規模事業用電気工作物を設置する者の届出）

第四十六条　小規模事業用電気工作物を設置する者は、当該小規模事業用電気工作物の使用の開始前に、経済産業省令で定めるところにより、氏名又は名称及び住所その他経済産業省令で定める事項を記載した書類を添えて、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

2　前項の規定による届出をした者は、次の各号のいずれかに該当するときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

一　前項の事項を変更したとき。

二　前項の規定による届出に係る小規模事業用電気工作物が小規模事業用電気工作物でなくなつたとき。

三　その他経済産業省令で定める場合に該当するとき。

第四十八条の次に次の一条を加える。

（技術基準の適合性確認）

第四十八条の二　事業用電気工作物であつて荷重及び外力に対して安全な構造が特に必要なものとして経済産業省令で定めるもの（以下「特殊電気工作物」という。）について、前条第一項の規定による届出をする者は、当該特殊電気工作物が第三十九条第一項の主務省令で定める技術基準に適合するものであることについて、経済産業大臣の登録を受けた者の確認（以下「適合性確認」という。）を受けなければならない。

2　前項の登録を受けた者は、特殊電気工作物について適合性確認を行い、当該特殊電気工作物が第三十九条第一項の主務省令で定める技術基準に適合しているときは、その旨を記載した証明書を交付することができる。

第四十九条第一項及び第二項第一号中「前条第一項」を「第四十八条第一項」に改める。

第五十一条第二項中「の検査」を「の自主検査」に改め、同条第三項中「に、」を「に、事業用電気工作物（に、「事業用電気工作物以外の事業用電気工作物」を「ものを除く。）」に改める。

第五十一条の二第三項中「その結果」を「当該確認の結果（当該事業用電気工作物が小規模事業用電気工作物である場合であつて、その設置者が当該確認を委託して行つた場合にあつては、その委託先の氏名又は名称及び住所その他経済産業省令で定める事項を含む。）」に改める。

第五十二条の見出しを「（溶接自主検査）」に改め、同条第一項中「事業者検査」を「自主検査」に改め、同条第二項中「検査」を「自主検査」に改める。

第五十三条ただし書中「同条第四項」を「第四十六条第一項、第四十七条第四項」に改める。

第五十五条第一項中「の各号」を削り、「事業者検査」を「自主検査」に改め、同条第二項中「検査（以下「定期事業者検査」を「自主検査（以下「定期自主検査」に改め、同条第三項中「定期事業者検査」を「定期自主検査」に改め、同条第四項中「定期事業者検査」を「定期自主検査」に、「に、」を「に、特定電気工作物（に、「特定電気工作物以外の特定電気工作物」を「ものを除く。）」に改め、同条第五項中「定期事業者検査」を「定期自主検査」に改め、同条第六項中「特定電気工作物」の下に「」と、「使用前自主検査」とあるのは「定期自主検査」を加える。

第三章第二節に次の一款を加える。

第六款　認定高度保安実施設置者

（認定）

第五十五条の三　事業用電気工作物（原子力を原動力とする発電用のものを除き、経済産業省令で定めるものに限る。以下この款において同じ。）を設置する者は、経済産業省令で定めるところにより、保安を一体的に確保することが必要な事業用電気工作物の組織ごとに、高度な保安を確保することができると認められる旨の経済産業大臣の認定（以下この款において単に「認定」という。）を受けることができる。

（認定の基準）

第五十五条の四　経済産業大臣は、認定の申請が次の各号のいずれにも該当すると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。

一　保安の確保のための組織がその業務遂行能力を持続的に向上させる仕組みを有することその他の経済産業省令で定める基準に適合するものであること。

二　保安の確保の方法が高度な情報通信技術を用いたものであることその他の経済産業省令で定める基準に適合するものであること。